

認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書

年 月 日

井手町長 西島 寛道 様

私の所有する下記の家屋について、地方税法附則第15条の7第1項又は第2項（認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額）に規定する家屋となりましたので、同条第3項の適用を受けたく、井手町税条例附則第10条の3第2項の規定に基づき申告します。

納税義務者 住所
氏名(名称)
個人番号又は法人番号
電話番号

(納税義務者以外の方が申告される場合)

代理人住所
代理人氏名

記

家屋所在地	綴喜郡井手町大字	小字	家屋番号	番
種類・構造・床面積	種 類	構 造	床 面 積	
	専用住宅 併用住宅 ()	造・ 葺・ 階建	(居住部分	m ² m ²)
建 築 年 月 日			年 月 日	
登 記 年 月 日			年 月 日	
居住の用に供した年月日			年 月 日	
期日までに提出できなかった理由（該当する場合のみ記入）				

◎認定長期優良住宅であることを証明できる書類（京都府山城北土木事務所長発行の認定通知書）の写しを添付してください。
◎この申告書の提出期限は、建築した年の翌年の1月末までです。

※専用住宅や併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）で、居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下の家屋のうち、120㎡以下の部分について固定資産税額が2分の1に減額されます。（都市計画税は減額対象外となります。）
※減額される期間：(ア)一般の住宅（(イ)以外の住宅）…新築後5年度分（イ）3階建以上の中高層耐火住宅、準耐火住宅…新築後7年度分

記入例

認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書

提出される日をご記入ください。

令和8年7月30日

井手町長 ○○ ○○ 様

私の所有する下記の家屋について、地方税法附則第15条の7第1項又は第2項（認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額）に規定する家屋となりましたので、同条第3項の適用を受けたく、井手町税条例附則第10条の3第2項の規定に基づき申告します。

納税義務者 住所 井手町大字井手小字南玉水67番地

共有名義の場合は、共有者全員の氏名をご記入ください。
【例】井手一郎 井手さくら

氏名(名称) 井手一郎

個人番号又は法人番号 263430009876

電話番号 0774-82-2001

(納税義務者以外の方が申告される場合)

代理人住所

代理人氏名

該当するものを□で囲んでください。
専用住宅…居住専用に建てられた住宅
併用住宅…店舗や事務所などの業務用部分と
居住用部分が併用されている住宅

記

未登記の場合は記入不要です。

家屋番号	綴喜郡井手町大字 井手 小字 東高月8番地	家屋番号	8 番
種類・構造・床面積	種類 専用住宅 併用住宅 ()	構造 木造・瓦葺・2階建	床面積 110.88 m ² (居住部分 110.88 m ²)
建築年月日	令和8年3月31日		
登記年月日	未登記の場合は記入不要です。 令和8年4月10日		
居住の用に供した年月日	入居された日をご記入ください。 令和8年4月5日		
期日までに提出できなかった理由(該当する場合のみ記入)			

併用住宅の場合は、上部に店舗や事務所などの業務用部分を含めた家屋全体の床面積を、かっこ内には居住部分の床面積をご記入ください。

- ◎認定長期優良住宅であることを証明できる書類（京都府山城北土木事務所長発行の認定通知書）の写しを添付してください。
- ◎この申告書の提出期限は、建築した年の翌年の1月末までです。

※専用住宅や併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）で、居住部分の床面積が40m²以上240m²以下の家屋のうち、120m²以下の部分について固定資産税額が2分の1に減額されます。（都市計画税は減額対象外となります。）

※減額される期間：(ア)一般の住宅（(イ)以外の住宅）…新築後5年度分 (イ)3階建以上の中高層耐火住宅、準耐火住宅…新築後7年度分

この申告書は令和9年2月1日までに提出してください。未提出の場合は、固定資産税が減額されませんのでご注意ください。
なお、減額されるのは固定資産税のみで、都市計画税は減額対象外となります。